

野田市一般職の職員の期末手当及び
勤勉手当の支給に関する規則及び野田
市会計年度任用職員の給与及び費用弁
償に関する条例施行規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

令和7年12月17日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第60号

野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則及び野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年野田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「100分の111.5」を「6月に支給する場合には100分の111.5」に改め、「以下」の次に「、12月に支給する場合には100分の114を超える100分の123.5以下」を加え、同条第2号中「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105」に改め、「以下」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5を超える100分の114以下」を加え、同条第3号中「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同条第4号中「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105未満、12月に支給する場合には100分の107.5」に改める。

第14条の2第1号中「100分の50」を「6月に支給する場合には100分の50超、12月に支給する場合には100分の52.5」に改め、同条第2号中「100分の50」を「6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改め、同条第3号中「100分の50」を「6月に支給する場合には100分の50未満、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

第14条の3第1号中「100分の87.5」を「6月に支給する場合には100分の87.5超、12月に支給する場合には100分の90」に改め、同条第2号中「100分の87.5」を「6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の90」に改め、同条

第3号中「100分の87.5」を「6月に支給する場合には100分の87.5未満、12月に支給する場合には100分の90」に改める。

第2条 野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「6月に支給する場合には100分の111.5を超える100分の121以下、12月に支給する場合には100分の114を超える100分の123.5以下」を「100分の112.75を超える100分の122.25」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の105を超える100分の111.5以下、12月に支給する場合には100分の107.5を超える100分の114以下」を「100分の106.25を超える100分の112.75」に改め、同条第3号中「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第4号中「6月に支給する場合には100分の105未満、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

第14条の2第1号中「6月に支給する場合には100分の50超、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改め、同条第3号中「6月に支給する場合には100分の50未満、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

第14条の3第1号中「6月に支給する場合には100分の87.5超、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の88.75」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の88.75」に改め、同条第3号中「6月に支給する場合には100分の87.5未満、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（

令和2年野田市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105超、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同条第2号中「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同条第3号中「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105未満、12月に支給する場合には100分の107.5」に改める。

第17条第1号中「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105超、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同条第2号中「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同条第3号中「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105未満、12月に支給する場合には100分の107.5」に改める。

第4条 野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「6月に支給する場合には100分の105超、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3号中「6月に支給する場合には100分の105未満、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

第17条第1号中「6月に支給する場合には100分の105超、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3号中「6月に支給する場合には100分の105未満、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の野田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定及び第3条の規定による改正後の野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。